

## ■届出対象行為

建 築 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが10m<sup>*1</sup>を超えるもの、または建築面積<sup>*2</sup>が300m<sup>2</sup>以上のもの。 色彩の変更については上記条件、かつ変更面積が30m<sup>2</sup>以上のもの。 *勝山区は、建築面積が10m<sup>2</sup>以上のものを対象とする。</li> </ul> <p>※1 平均地盤面から屋上に設置する 建築設備の上端まで。（避雷針は除く）</p> <p>※2 建築基準法に基づく建築面積。</p>
工 作 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更。</li> </ul> <p>a : 摂壁で高さ3m以上のもの。 *勝山区は2m以上のものを対象とする。</p>
	<p>b : 煙突・アンテナ等の以下に示す行為のうち、高さ 10m<sup>*1</sup> 以上、または建築面積 300 m<sup>2</sup> 以上のもの。 *勝山区は、煙突・アンテナ等のすべてのものを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電波塔、物見塔、装飾塔類 → 煙突、排気塔類 → 高架水槽、冷却塔類</li> <li>鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類</li> <li>観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類</li> <li>アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類</li> <li>石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、または処理する施設類</li> <li>自動車庫の用に供する立体的な収納施設類</li> <li>汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類</li> <li>影像、記念碑類 → 汚水・ごみ処理施設類 → 風力発電施設</li> </ul> <p>※1 最低地盤面から屋上に設置する設備の上端まで。</p>
開 発 行 為 及 び そ の 他 の 行 為	<p>c : 電気供給または有線電気通信のための電線路または空中線類（支持物を含む）で、高さ 20m<sup>*2</sup> 以上のもの。</p> <p>※2 最低地盤面から屋上設備の上端まで。</p>
	<p>d : 太陽光パネルで、建築面積 1,000m<sup>2</sup> 以上のもの。</p>
開 発 行 為 及 び そ の 他 の 行 為	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為。（下記aを参照）</li> <li>土地の開墾、その他の土地の形質の変更。（下記aを参照）</li> <li>木竹の伐採。（下記bを参照）</li> <li>屋外における廃棄物、再生資源等の堆積。（下記cを参照）</li> </ul>
	<p>a : 行為面積が用途地域内については 1,000m<sup>2</sup> 以上、用途地域外については 3,000m<sup>2</sup> 以上のもの。</p> <p>面積 1,000m<sup>2</sup> 以上（用途地域内） 3,000m<sup>2</sup> 以上（用途地域外）</p>
	<p>b : 伐採面積が用途地域内については 1,000m<sup>2</sup> 以上、用途地域外については 3,000m<sup>2</sup> 以上のもの。</p> <p>面積 1,000m<sup>2</sup> 以上（用途地域内） 3,000m<sup>2</sup> 以上（用途地域外）</p>
	<p>c : 行為にかかる土地の面積が 1,000m<sup>2</sup> 以上のもの。</p> <p>面積 1,000m<sup>2</sup> 以上</p>